

【認可保育所と小規模保育事業との違い】

		保育所（就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設）	小規模保育事業（保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳のこどもを家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育をする事業）		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 (定員90人以下→ +1名)	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合5：2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有（1人まで）	保育士 ※保育士と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育士と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり 3.3㎡ 2歳児 1人当たり 1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり 3.3㎡ 2歳児 1人当たり 1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人当たり 3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 調理室 調理員	自園調理 (連携施設からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設からの搬入可) 調理設備 調理員
利用定員		20人以上	6～19人	6～19人	6～10人 経過措置あり
連携施設			連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり
監査		県＝児童福祉法による施設監査 市＝子ども・子育て支援法による確認に係る指導監査 ※県指導監査に市が同行(年1回)	市＝子ども・子育て支援法による確認に係る指導監査 ※年1回	市＝子ども・子育て支援法による確認に係る指導監査 ※年1回	市＝子ども・子育て支援法による確認に係る指導監査 ※年1回

